

# 保健医療計画と老人福祉計画（介護保険事業支援計画）との整合について

## 1 趣旨

地域医療構想の推進に伴う「在宅医療等の新たに生じる需要」について、県と市町の「医療と介護の協議の場」で需要見込の調整を行い、「保健医療計画」と「介護保険事業支援計画」との整合性を図り、在宅医療と介護サービスに係る推進方策を策定する。

## 2 地域医療構想推進から生じる在宅医療等需要見込み量

地域医療構想の推進に伴い、2025年（H37）に約81,200人/日（H25比+30,200人/日）の在宅医療等の需要見込みが生じる。このうち、高齢化に伴う自然増（老健等20,700人/日、訪問診療47,800人/日）と療養病床から新たに生じる在宅医療等の需要約8,700人/日は、訪問診療と介護施設等での対応が必要となる。

なお、一般病床から生じる需要約4,000人/日は、外来（通院）で対応する。

新たに生じる在宅医療需要と自然増需要

（単位：人/日）

区分	新たに生じる需要			高齢化による自然増			需要合計 ①+②
	療養病床からの需要	一般病床からの需要	新たな需要計 ①	老健等の自然増需要	訪問診療の自然増需要	自然増需要計 ②	
2017(H29)推計	0	0	0	15,000	37,000	52,000	52,000
2025(H37)推計	8,700	4,000	12,700	20,700	47,800	68,500	81,200
差引(△不足)	△8,700	△4,000	△12,700	△5,700	△10,800	△16,500	△29,200

新たな需要として対応が必要  
外来対応

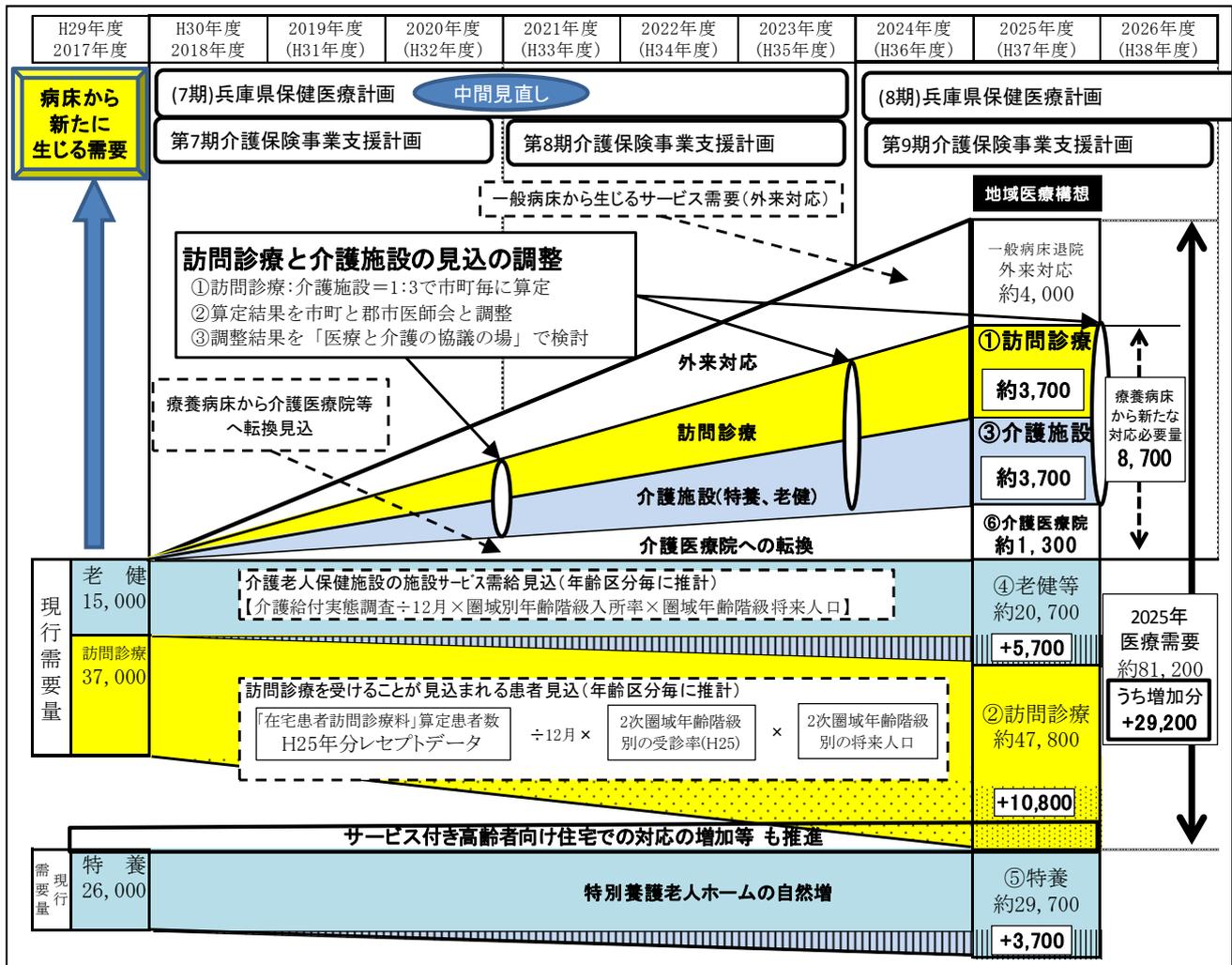
自然増分として、対応が必要

※介護医療院

2023 末まで介護療養病床を廃止し  
受皿となる新しい介護保険施設

## 3 新たな在宅医療需要見込みにかかる医療と介護の需要の仕分け

医療と介護の協議の場を活用し、医療、介護各々の受け皿を郡市医師会と市町と連携し、仕分ける。【訪問診療 3,700 人/日、介護施設 3,700 人/日、介護医療院(※) 1,300 人/日】



#### 4 2025年度の訪問診療・介護施設の需要見込

- (1) 訪問診療の需要見込 2025年(H37) : 51,500人/日【H29比+14,500人/日(139%)】  
【自然増分+10,800、新たな需要+3,700】
- (2) 介護施設の需要見込 2025年(H37) : 54,100人/日【H29比+13,100人/日(132%)】  
【自然増分 +9,400、新たな需要+3,700】

訪問診療・介護施設での新たな需要量見込(H29.11月時点)

(人/日)

区分	訪問診療				介護施設					介護医療 院転換⑥	新たな 需要量 ①+③+⑥
	新たな 需要①	訪問診療 自然増②	計 ①+②	H29比	新たな 需要③	老健等 自然増④	特養 自然増⑤	計 ③+④+⑤	H29比		
2017(H29)見込	-	37,000	37,000	-	-	15,000	26,000	41,000	-	-	-
2020(H32)見込	1,500	41,050	42,550	115%	1,200	17,100	27,400	45,700	111%	500	3,200
2023(H35)見込	2,800	45,100	47,900	129%	2,700	19,200	28,700	50,600	123%	1,000	6,500
2025(H37)見込	3,700	47,800	51,500	139%	3,700	20,700	29,700	54,100	132%	1,300	8,700
2025-2017(増加量)	3,700	10,800	14,500	-	3,700	5,700	3,700	13,100	-	1,300	8,700

#### 5 両計画の推進方策等

「医療と介護の協議の場」で調整した医療、介護の各々の需要見込に応じた推進方策について、両計画に記載し、「地域完結型医療」を構築し、「地域包括ケアシステム」を深化・推進する。

区分	推進方策	
在宅医療提供体制の整備	在宅医療提供施設の増加	○機能強化型訪問看護ステーションの設置促進 ○地域に応じた多職種連携による在宅医療支援体制の構築 ○在宅看取りを支える県民理解と支援体制整備 ○訪問診療、訪問歯科診療等のサービス提供者への研修 等
	入院医療・在宅医療相互の移行促進	○退院支援と急変時の受け入れ体制の確保 ○ICTを活用した多職種連携と病診連携ネットワークの構築 等
	在宅医療従事者の確保	○地域の在宅医療を指導的に担当できる医師等の育成 ○地域のかかりつけ医、歯科医師等在宅医療従事者の育成研修 ○医療的ケア児に対応する実践的な研修 等
介護サービス提供体制の整備	介護サービス提供施設の整備	○特養等介護保険施設及び定期巡回サービス、看護／小規模多機能等介護サービスの整備 ○在宅介護緊急対策事業(定期巡回サービス人件費補助、ケア研修、利用者等への周知)の実施 ○サ高住の特定施設入居者生活介護の指定に向けた整備 等
	介護サービス従事者の確保	○ひょうご介護サポーターへの研修 ○求職者と求職施設等のマッチング支援 ○介護ロボット(移動リフト、ロボットスーツ)の導入促進 ○若手介護職員による中高生への魅力発信 等
医療と介護の連携	地域包括ケアシステムの構築	○市町に対する医療に係る専門的・技術的支援 ○地域在宅医療推進協議会の各課題に対する取り組みの推進
	医療・介護サービスの一体化提供の推進	○地域の課題や医療・介護情報を共有化し、医療と介護が一体となる対策を検討する連携体制構築 ○医療と介護が一体化したサービス提供体制への支援

#### 6 医療と介護が連携した推進体制

在宅医療と介護サービス需要見込に対する推進については、市町が実施する在宅医療・介護連携推進事業で医療・介護関係者が課題等を把握するとともに、圏域の健康福祉推進協議会で、医療と介護関係者が一体となって各圏域の目標に対し進捗を確認し、推進方策を検討する。

市町	在宅医療・介護連携推進事業(介護保険事業)	市町内の介護保険事業担当、郡市医師会、介護事業者、県健康福祉事務所等の医療・介護関係者で課題・提供体制の状況等を把握
圏域(県)	健康福祉推進協議会(健康福祉事務所)	各市町で把握した情報を元に、圏域内の郡市医師会、介護事業者、各市町担当者、県健康福祉事務所等の医療・介護関係者で進捗確認し推進方策を検討